平成２２年（フ）第４２８８号
大阪府東大阪市小若江１丁目６番１号、開始決定時住所大阪府東大阪市上小阪２丁目10番12号
破産者　太田　浩二
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６２５号
大阪府八尾市東山本新町９丁目３番21号
破産者　水本　晏臣
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８８６号
大阪市平野区長吉出戸５丁目１番８号、開始決定時住所大阪市平野区長吉出戸８丁目16番18号
破産者　北埜　　明
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１８２号
大阪府吹田市日の出町９番16号
破産者　野原　幸恵
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３３５号
大阪市旭区大宮４丁目17番９号大宮第一コーポ１Ｆ114号、開始決定時の住所大阪市北区豊崎２丁目７番14号
破産者　本田　新次
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４７５号
大阪市此花区春日出北１丁目１番１―605号
破産者　高さごこと　松本　久代
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５８１号
大阪市中央区東平１丁目４番５―301号
破産者　小川ヤヱ子
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７９９号
大阪市西区川口１丁目３番23―805号
破産者　池田　知子（旧姓藤木）
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８１６号
大阪市東住吉区湯里３丁目２番９―105号
破産者　藤井　忠一
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８９２号
大阪府東大阪市島之内１丁目６－１―404、住民票上の住所大阪府東大阪市中野２丁目２番50―404号
破産者　山本　　亦
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９１２号
大阪市生野区勝山北１丁目14番８号
破産者　柏田　博宣
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０３２号
大阪市此花区高見２丁目12番21号
破産者　上四元宏光
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０３３号
大阪市此花区高見２丁目12番21号
破産者　上四元　忍
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０９４号
大阪市東成区大今里南４丁目17番26―1009号
破産者　小塚　　收
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４４号
堺市北区新金岡町５丁５番113号
破産者　ヘアメイクワンシーンこと　倉岡　純人
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７９３号
大阪府柏原市円明町18―52、住民票上の住所大阪府柏原市大正１丁目６番20―302号
破産者　タガミ商店こと　田上　博志
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５５７号
堺市南区竹城台４丁２番７―210号、前住所堺市南区宮山台４丁８番２号
破産者　吉野呉服店こと　吉野　壽行
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５９９号
大阪府大阪狭山市西山台４丁目２―10―203、開始決定時の住所大阪府河内長野市南花台７丁目６番10号
破産者　丸山登志美
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６２２号
神戸市須磨区北落合５丁目１番335―205号、従前の住所神戸市西区玉津町今津217番地の10
破産者　大隅住研こと　大隅　章年
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部